

広島県教育委員会教育長訓令第八号

県立学校

広島県立学校職員服務規程施行細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十一日

広島県教育委員会

教育長 下崎 邦明

広島県立学校職員服務規程施行細則の一部を改正する訓令

広島県立学校職員服務規程施行細則（昭和五十五年広島県教育委員会教育長訓令第六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「出張・週振・奇児休業替」を「週振・奇児休業替」に改める。

附 則

- 1 この教育委員会教育長訓令は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 改正前の広島県立学校職員服務規程施行細則（以下「施行細則」という。）による様式により作成された用紙でこの教育委員会教育長訓令の施行の際現に使用中及び保管中のものは、改正後の施行細則による様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。